

2020年5月29日

株 主 各 位

東京都中央区月島2丁目3番1号
株 式 会 社 大 冷
代表取締役社長 富 田 史 好

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月15日（月曜日）午後5時までに到着するようにご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 日 時 | 2020年6月16日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル 2階「桜」 |
| 3. 会議の目的事項
報 告 事 項 | 第49期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
- 以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ この「招集ご通知」に添付すべき書類のうち、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.dai-rei.co.jp/>）に掲載しておりますので、この「招集ご通知」の添付書類には記載しておりません。
なお、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、この「招集ご通知」の添付書面記載のもののほか、「個別注記表」も含まれております。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.dai-rei.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎ ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 株式会社の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、世界経済の減速や米中の貿易摩擦に警戒感が残る中で、輸出の落ち込みや設備投資意欲が停滞したことにより、企業収益にも弱さが見られるなど、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。また、2020年に入ってから新型コロナウイルス感染症の世界各地への感染拡大により、サプライチェーンの寸断等による影響のみならず、世界経済全体の悪化が懸念される中、各国が協調して防疫や経済への対策を行っているものの、渡航制限等による影響が見られるうえに、情勢は時々刻々と変化しており、先行きに対する警戒感はさらなる高まりをみせております。

国内食品業界におきましては、消費者の節約志向が強まる中、原材料価格の上昇や物流コストの高騰、さらに新型コロナウイルス感染症対策の外出自粛による外食産業の落ち込みや学校の一斉休校による学校給食の停止等が業界全体に影響を及ぼしております。

このような状況のもと業務用冷凍食品のみを取り扱っている当社は、ユーザーへの直接販売や新商品の販売強化に積極的に取り組むなど、収益力の向上に努めてまいりました。以上の結果、骨なし魚事業におきましては、新商品や外郭団体PB商品などの拡販に努めましたが、他社との価格競争による販売鈍化により売上高11,039,416千円（前年同期比4.9%減）、ミート事業におきましては、「楽らく匠味シリーズ」の販売は好調に推移したものの、匠味シリーズ以外のミート商品の販売鈍化により売上高2,636,797千円（前年同期比1.7%減）、その他事業におきましては、大手ユーザーとの取組み強化が順調に推移したことにより売上高13,188,645千円（前年同期比1.9%増）となりました。なお、当期の売上高は第3四半期累計期間まで前年を上回る状況で推移しましたが、第4四半期におきまして新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛等の影響により外食産業向けや学校給食への販売が鈍化したため、26,864,859千円（前年同期比1.4%減）となりました。

損益面につきましては、第4四半期におきまして販売鈍化があったものの、値引き削減による粗利率改善が大きく寄与したことにより、営業利益は1,185,364千円（前年同期比11.1%増）、経常利益は1,197,574千円（前年同期比10.6%増）、当期純利益は814,127千円（前年同期比10.7%増）となりました。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当期における資金調達につきましては、特記すべき事項はございません。

(2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は44,759千円であり、その内訳は次のとおりです。

社内システムソフトウェアリース資産	16,963千円
社内基幹システム設備リース資産	18,043千円
本社用車両リース資産	6,246千円
その他	3,507千円

1-3. 財産及び損益の状況

区 分	第46期	第47期	第48期	第49期
	自 2016年4月1日 至 2017年3月31日	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高(千円)	27,104,835	27,442,741	27,235,722	26,864,859
経常利益(千円)	1,282,946	858,483	1,083,031	1,197,574
当期純利益(千円)	867,341	579,864	735,708	814,127
1株当たり当期純利益(円)	144.36	96.51	122.45	136.18
総資産(千円)	10,016,615	11,294,185	12,262,634	10,992,220
純資産(千円)	6,969,708	7,221,127	7,626,086	8,007,951

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 当期の状況につきましては、「1-1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

1-4. 対処すべき課題

当社は、第49期について売上高27,600,000千円、経常利益1,200,000千円を目標として各種施策を推進してまいりました。新型コロナウイルスの影響により売上高は計画を下回りましたが、経常利益はほぼ計画どおりとなりました。

第50期も新型コロナウイルスの影響により外食産業や学校給食の落ち込みが予想されますが、骨なし魚事業におきましては、当社独自商品の「調味シリーズ」「ダイスカットシリーズ」の販売などに注力してまいります。ミート事業におきましては、主力商品である「楽らく匠味シリーズ」の拡販を図るとともに、匠味シリーズ以外の商品のリニューアルを図り販売を強化してまいります。その他事業におきましては、ユーザーへの直接販売継続を図るとともに、既存商品のリニューアル強化とマーケットニーズに合った新商品の販売推進に

より更なる拡販を図ってまいります。

- 1－5. 当該事業年度の末日における主要な事業内容
冷凍食品の製造販売ならびに輸出入業
水産物の加工販売ならびに輸出入業
魚介類の販売ならびに輸出入業
農畜産物、林産物の加工販売ならびに輸出入業

1－6. 当該事業年度の末日における主要な営業所並びに使用人の状況

(1) 主要な支店

名 称	所 在 地
本 社	東京都中央区月島 2 丁目 3 番 1 号
東 京 支 店	東京都中央区月島 2 丁目 3 番 1 号
札 幌 支 店	北海道札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 3 番地
仙 台 支 店	宮城県仙台市青葉区二日町16－15
高 崎 支 店	群馬県高崎市上中居町379－4
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中区錦 1 丁目 7 番27号
大 阪 支 店	大阪府茨木市西駅前町 5 番 8 号
広 島 支 店	広島県広島市西区横川町 2 丁目 7 番19号
福 岡 支 店	福岡県福岡市博多区住吉 4 丁目 3 番 2 号

(2) 使用人の状況

使用人数	155名（前事業年度末比 2 名減）
平均年齢	42.1歳 平均勤続年数 14.1年

1－7. 重要な親会社及び子会社関連会社の状況

該当事項はございません。

1－8. 主要な借入先及び借入額

該当事項はございません。

2. 株式に関する事項

2-1. 大株主に関する事項

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 フ ル タ	2,753,500 株	46.22 %
古 田 耕 司	396,300	6.65
齋 藤 修	300,000	5.04
正 林 淳 生	160,000	2.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	120,800	2.03
大 冷 社 員 持 株 会	95,300	1.60
株 式 会 社 渡 辺 冷 食	87,000	1.46
富 田 史 好	70,000	1.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	66,100	1.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	51,500	0.86

（注）持株比率は、自己株式（50,651株）を控除して計算しております。

2-2. その他株式に関する重要な事項

- | | |
|----------------|----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 6,008,300株（自己株式50,651株を含む） |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 10,298名 |

3. 会社役員に関する事項

3-1. 取締役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	齋 藤 修		
代表取締役社長	富 田 史 好		
専 務 取 締 役	正 林 淳 生	商品統括本部長	
常 務 取 締 役	黒 川 岳 夫	管理統括本部長兼経営企画室長	
常 務 取 締 役	青 木 伸 一	営業統括本部長	
取 締 役	工 藤 茂	管理部長兼情報システム部長	
取 締 役	高 付 広 昭	開発統括本部長	
取 締 役	長 尾 敏 成		弁護士、㈱ロイヤルメディカルクラブ社外監査役
取 締 役 員 常 勤 監 査 等 委 員	高 橋 和 広		
取 締 役 員 監 査 等 委 員	川 田 剛		税理士、日本化成㈱社外監査役、 ㈱本間組社外監査役、日本ユニシ ス㈱社外取締役
取 締 役 員 監 査 等 委 員	大 谷 悦 夫		

- (注) 1. 取締役長尾敏成氏、川田剛氏及び大谷悦夫氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために高橋和広氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役長尾敏成氏、川田剛氏及び大谷悦夫氏を、東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。
4. 取締役長尾敏成氏は弁護士であり、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。
5. 監査等委員川田剛氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3-2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役長尾敏成、取締役川田剛及び取締役大谷悦夫の3氏の間で、会社法第427条第1項及び当社の定款第33条第2項の規定に基づいて、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については免責する旨の契約を締結しております。

3-3. 役員の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額	摘 要
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8人 (1人)	153,500千円 (3,600千円)	
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3人 (2人)	20,400千円 (7,200千円)	
計 （うち社外役員）	11人 (3人)	173,900千円 (10,800千円)	

- (注) 1. 株主総会決議による取締役（監査等委員を除く）報酬限度額 年間250,000千円（うち社外取締役分10,000千円以内）
2. 株主総会決議による取締役（監査等委員）報酬限度額 年間 36,000千円

3-4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役である長尾敏成氏は、㈱ロイヤルメディカルクラブの社外監査役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である川田剛氏は、日本化成㈱の社外監査役、㈱本間組の社外監査役、日本ユニシス㈱の社外取締役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取 締 役 長 尾 敏 成	当事業年度に開催した取締役会15回のうち全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 川 田 剛 (監査等委員)	当事業年度に開催した取締役会15回のうち全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催した監査等委員会11回のうち全てに出席し、監査に関する重要事項の審議を行っております。
取 締 役 大 谷 悦 夫 (監査等委員)	当事業年度に開催した取締役会15回のうち14回に出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催した監査等委員会11回のうち10回に出席し、監査に関する重要事項の審議を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

4-1. 名称

有限責任 あずさ監査法人

4-2. 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額(注)2.	19,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

4-3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2013年7月12日開催の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、2015年4月13日開催の取締役会にて一部改定しております。概要は以下のとおりであります。

5-1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「倫理方針」、「企業行動憲章」を制定し、各役職員はこれを遵守します。
- (2) 「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、各役職員はこれを遵守します。
- (3) 管理部をコンプライアンスの統括部署として、委員会と連携のうえ、役職員に対する適切な教育研修体制を構築し、これを実施します。
- (4) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施します。

5-2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会議事録、経営企画会議議事録、その他重要な書類等や取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「取締役会規程」、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。
- (2) 文書管理部署の管理部は、取締役及び監査等委員の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供します。

5-3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「危機管理総括マニュアル」、「危機管理商品マニュアル」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

5-4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例取締役会を月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保します。
- (2) 社長のもとに経営企画会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を執行役員に伝達します。また、社長は執行役員に経営の現状を説明し、各取締役及び執行役員は各部門に業務執行状況を報告します。
- (3) また経営企画会議では、担当部署から報告された多様なリスクを可能な限り未然に防止できるよう検討を行います。

- (4) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うために、「組織管理規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担します。
- 5-5. 当社における業務の適正を確保するための体制
- (1) 「経営理念」、「倫理方針」などを社内で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保します。
- (2) 内部監査による業務監査により、社内に業務全般にわたる適切性を確保します。
- 5-6. 財務報告の適正性を確保するための体制
- (1) 経理についての規程を策定し、法令および会計基準に従って適正な会計処理を行います。
- (2) 法令および証券取引所の規則を順守し、情報開示に関する規程に則り協議、検討、確認を経て開示する体制を整備することにより適正かつ適時に財務報告を行います。
- (3) 内部監査部門は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて評価および改善結果の報告を行います。
- (4) 財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、適宜改善を行います。
- 5-7. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査等委員の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保します。
- (2) 当該使用人が監査等委員の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査等委員に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査等委員が行います。
- 5-8. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査等委員に報告・情報提供します。
- (2) 監査等委員への報告・情報提供は以下のとおりとします。
- ① 重要な社内会議で決議された事項
 - ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ③ 毎月の経営状況として重要な事項
 - ④ 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - ⑤ 重大な法令・定款違反

⑥ 重要な会計方針、会計基準およびその変更

(3) 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査等委員に報告します。

(4) 内部通報窓口への通報内容が、監査等委員の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査等委員へ通報を希望する場合は速やかに監査等委員に通知します。

5-9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項

(1) 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

5-10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役及び内部監査室は、監査等委員と定期的に意見交換を行います。

(2) 監査等委員は、取締役会を始め、経営企画会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とします。

(3) 監査等委員会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めます。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

(1) 主な会議の開催状況として、取締役会は15回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席致しました。その他、監査等委員会は11回、経営企画会議は24回開催いたしました。

(2) 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

(3) 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行監査、内部統制監査を実施いたしました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸 借 対 照 表

2020年3月31日 現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[流動資産]	[10,058,057]	[流動負債]	[2,620,157]
現金及び預金	3,797,216	買掛金	1,898,045
受取手形	38,402	リース債務	7,718
売掛金	3,789,403	未払金	223,824
商品	2,251,220	未払費用	181,231
貯蔵品	12,590	未払法人税等	230,259
前払費用	10,984	預り金	9,710
その他	158,816	前受収益	833
貸倒引当金	△576	賞与引当金	29,580
[固定資産]	[934,162]	その他	38,952
有形固定資産	658,600	[固定負債]	[364,111]
建物	106,047	リース債務	32,437
構築物	8	退職給付引当金	229,191
機械及び装置	11,800	その他	102,482
工具、器具及び備品	4,289	負 債 合 計	2,984,268
土地	512,259	(純資産の部)	
リース資産	24,195	[株主資本]	[8,004,981]
無形固定資産	48,938	資本金	1,909,825
ソフトウェア	27,146	資本剰余金	686,951
リース資産	16,963	資本準備金	686,951
その他	4,828	利益剰余金	5,508,295
投資その他の資産	226,623	利益準備金	185,083
投資有価証券	20,534	その他利益剰余金	5,323,212
繰延税金資産	105,213	別途積立金	2,100,000
その他	108,881	繰越利益剰余金	3,223,212
貸倒引当金	△8,006	自己株式	△100,091
		[評価・換算差額等]	[2,970]
		その他有価証券評価差額金	2,970
		純 資 産 合 計	8,007,951
資 産 合 計	10,992,220	負債及び純資産合計	10,992,220

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

売上高		26,864,859
売上原価		22,455,939
売上総利益		4,408,920
販売費及び一般管理費		3,223,555
営業利益		1,185,364
営業外収益		
受取利息	1,907	
受取配当金	325	
受取賃貸料	8,976	
その他	3,737	14,946
営業外費用		
賃貸収入原価	2,019	
為替差損	493	
その他	223	2,736
経常利益		1,197,574
税引前当期純利益		1,197,574
法人税、住民税及び事業税		383,716
法人税等調整額		△269
当期純利益		814,127

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
2019年 4月1日残高	1,909,825	686,951	185,083	2,100,000	2,739,540	5,024,623	△47	7,621,352
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△330,455	△330,455		△330,455
当期純利益					814,127	814,127		814,127
自己株式の取得							△100,043	△100,043
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）								
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	483,672	483,672	△100,043	383,628
2020年 3月31日残高	1,909,825	686,951	185,083	2,100,000	3,223,212	5,508,295	△100,091	8,004,981

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
2019年 4月1日残高	4,733	4,733	7,626,086
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△330,455
当期純利益			814,127
自己株式の取得			△100,043
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)	△1,763	△1,763	△1,763
事業年度中の 変動額合計	△1,763	△1,763	381,865
2020年 3月31日残高	2,970	2,970	8,007,951

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年 5 月20日

株式会社大冷
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 御厨 健太郎	㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 石野 研司	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大冷の2019年4月1日から2020年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

株式会社 大 冷 監査等委員会

監査等委員 高 橋 和 広 ㊞

監査等委員 川 田 剛 ㊞

監査等委員 大 谷 悦 夫 ㊞

(注) 監査等委員川田剛及び大谷悦夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主様への利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しており、経営体質の強化と将来の事業展開のための十分な内部留保に意を用いた上で、経営成績及び財政状態を勘案した利益還元を行っていくことを基本方針としております。上記の基本方針に基づいて、当期の業績や財務状況を総合的に勘案いたしました結果、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金55円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は327,670,695円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月17日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	とみた ふみよし 富 田 史 好 (1957年2月25日)	1981年4月 株式会社三和銀行入行（現株式会社三菱UFJ銀行） 2010年12月 株式会社アドヴァン入社 2011年12月 株式会社テクノフレックス入社 2012年6月 当社入社 取締役内部監査室長就任 2013年4月 取締役経営企画室長 2014年6月 代表取締役副社長経営企画室長就任 2019年6月 代表取締役社長就任（現）	70,000株
2	くろかわ たけお 黒 川 岳 夫 (1962年2月6日)	1984年4月 三和興業株式会社入社 1990年2月 株式会社コスモコミュニケーション入社 1995年4月 エヌ・アイ・テレコム株式会社入社 2001年7月 当社入社 2010年6月 取締役管理部長就任 2012年6月 常務取締役管理統括本部長就任 2009年6月 常務取締役管理統括本部長兼経営企画室長就任（現）	40,000株
3	あおき しんいち 青 木 伸 一 (1960年1月22日)	1978年4月 東京雪印販売株式会社入社 1991年1月 ケンコーマヨネーズ株式会社入社 1993年2月 当社入社 2014年4月 執行役員東京支店就任 2016年6月 取締役営業統括本部長就任 2019年6月 常務取締役営業統括本部長就任（現）	8,800株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
4	くどう しげる 工 藤 茂 (1959年1月1日)	1981年4月 旭食品株式会社入社 1984年8月 株式会社大一広告入社 1986年3月 当社入社 2010年6月 執行役員情報システム部長就任 2014年2月 執行役員管理部長就任 2016年6月 取締役管理部長兼情報システム部長就任 (現)	10,000株
5	たかつき ひろあき 高 付 広 昭 (1967年3月30日)	1990年4月 宝幸水産株式会社入社 2003年4月 日本スミカル入社 2004年4月 当社入社 2012年6月 執行役員広域事業部長就任 2018年4月 執行役員開発統括本部長就任 2019年6月 取締役開発統括本部長就任 (現)	10,000株
6	ながお としなり 長 尾 敏 成 (1949年6月2日)	1973年4月 株式会社大和銀行入行 (現株式会社りそな 銀行) 1976年1月 警視庁入庁 1995年4月 弁護士登録 1996年4月 長尾敏成法律事務所開設 (現) 2001年6月 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会 委員就任 2006年4月 東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会 委員長就任 2010年6月 東京都における暴力団排除条例に関する有 識者会議委員就任 2010年8月 財団法人 (現公益財団法人) 日本相撲協会 暴力団等排除対策委員会委員就任 2012年3月 株式会社ロイヤルメディカルクラブ社外監 査役就任 (現) 2014年2月 公金管理に関する専門助言員 (東京都) 就 任 2015年6月 当社社外取締役就任 (現)	— 株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	かりた ひでのり ※ 荻 田 英 範 (1964年2月13日)	1987年4月 ニイミ食品株式会社入社 1990年7月 当社入社 2012年6月 執行役員企画開発部長就任 2017年4月 執行役員商品統括副本部長就任 (現)	10,000株

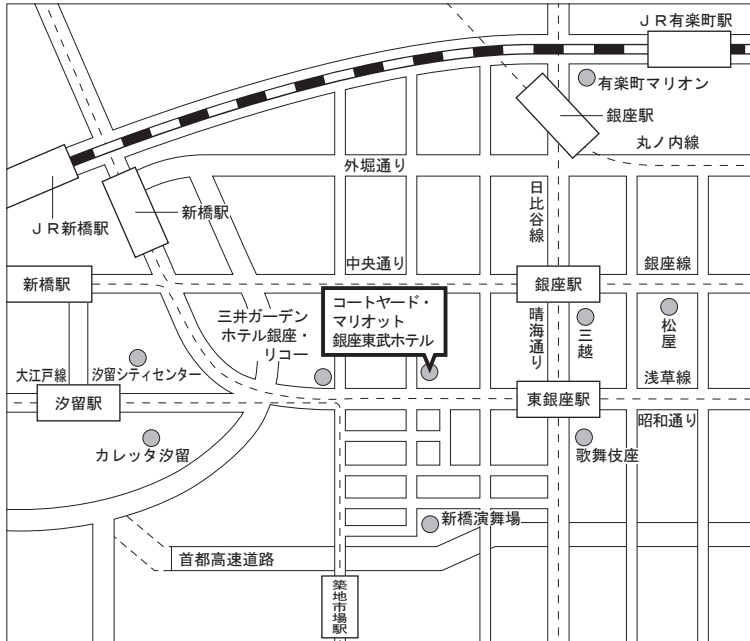
- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の選定
 当社は、当社の経営理念に基づき、その理念を高いレベルで体现し、当社の更なる発展に貢献することを期待できる人物を取締役候補者として選定し、毎年の株主総会でその選任をお諮りすることを基本方針としております。
 具体的には、冷凍食品業界、会社経営、法曹、財務会計等の分野で指導的役割を果たし、豊富な実務経験、専門的知見等を有しており、適切な経営の意思決定及び監督を行うことができる者を取締役会が取締役候補者として選定しております。
 本定時株主総会において取締役選任に係る議案が原案どおり承認された場合、7名の取締役が就任することとなりますが、適切な経営の意思決定及び監督を行うに当たり、適正な規模と考えております。
2. ※は新任の取締役候補者であります。
3. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 長尾敏成氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 長尾敏成氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていたため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
6. 長尾敏成氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年となります。
7. 当社と取締役長尾敏成氏は、会社法第427条第1項及び当社の現行定款第33条第2項の規定に基づいて、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については免責する旨の契約を締結しており、同氏が再任された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

以 上

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル 2階「桜」
電話 03-3546-0111



交通機関

東京メトロ日比谷線
都営地下鉄浅草線
東京メトロ銀座線
東京メトロ丸ノ内線
都営地下鉄大江戸線
JR線

「東銀座駅」A1番出口より徒歩3分

「銀座駅」A3番出口より徒歩5分

「築地市場駅」A3番出口より徒歩7分

「新橋駅」銀座口より徒歩10分